(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県大洲市役所

○国土交通省告示第百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
浜松市東区有玉西町字地蔵平七七五番五	前	最大 一一八	五
		最小 一一四	
	後	最大 一一八	
		最小 一一四	

○国土交通省告示第百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十三日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福山市津之郷町大字津之郷字沢田七三四〇番一から同市津之郷町大字津之郷字広瀬七一八三番一まで	前	最大 三一五	一七三
		最小 一八一	
	後	最大 三二二	
		最小 一八一	

○国土交通省告示第百二十五号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十八年国土交通省告示第千百二十五号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百七十二万千七百五十七平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。

別図　名古屋飛行場

